

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧					新					
料金表 第1表 接続料金 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 接続料金 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					
月額					月額					
区分		単位	料金額	備考	区分		単位	料金額	備考	
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	ウ	1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	1回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額
					② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額			
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額			
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額					
		(4) (7) (4) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額			
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額					
	エ	2 芯	(7)~(4) (略)	(略)	(略)	(7)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	ウ	1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額	1回線ごとに	第6欄ア(7)②欄に規定する料金額
(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの						1回線ごとに	第6欄ア(7)②欄に規定する料金額			
(4) (7) (4) 以外のもの						1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額			
エ	2 芯	(7)~(4) (略)	(略)	(略)	(7)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		式のもの	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,770円	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,998円	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能です。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	8,625円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	8,625円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する	ア 光信号端末回線(光局外ブリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円	

		式のもの	(ウ) (7) (イ) 以外のもの			1回線ごとに	4,956円	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能です。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	7,541円		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	7,541円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する	ア 光信号端末回線(光局外ブリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	2,406円		

場合)		帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円
			③ ①②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,885円
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,499円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円

場合)		帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,406円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,478円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,406円

			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,406円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円							
			③ ①以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,885円				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,478円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,499円							
	イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	①	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,360円	—	イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,989円	—	
②				平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,003円							
①			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,360円	(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの				1回線ごとに	1,989円		
			②	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに								2,003円

		(ウ) (7)(イ) 以外の もの	① 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,427円	
			② 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,060円	
(7) ~ (8)(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線 ごとに	2,045円	
(7) ~ (8)(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを 含むものに限 ります。)に より1芯にて 伝送を行う機 能	ア 保 守の区 別がタイプ1 -1の もの	(7) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,020円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、515円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる515円のうち、 504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
			(イ) 平成31 年4月1 日から平 成32年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを 含むものに限 ります。)に より1芯にて 伝送を行う機 能	ア 保 守の区 別がタイプ1 -1の もの	(7) 平成31 年4月1 日から平 成32年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	1,703円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料金額 に、406円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる406円のうち、 398円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
			(イ) 平成32 年4月1 日から平 成33年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成32年4月1 日から平成33年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (7)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。

			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額				接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに				2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額				接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。								
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。				1回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、290円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる290円のうち、286円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成33年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,703円				接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額				接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額				接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。								

			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(ウ) 平成33年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、290円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる290円のうち、286円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,078円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。			(7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,751円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ)平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ)平成33年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、298円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる298円のうち、294円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分				単位	料金額	備考	
月額				(略)	(略)	(略)	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1	(7) (イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	_____
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	

2-1-1-2 加算料

区分				単位	料金額	備考
月額				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1	(7) (イ) 以外のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	_____

		(4) 2-1-1第6欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	177円
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	169円
ウ (略)			(略)		(略)
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	517円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	517円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	533円
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	523円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	523円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	539円

		(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	168円	
ウ (略)			(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	513円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	513円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	528円
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	519円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	519円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	535円

	形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	517円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	517円	
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	533円	
イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,360円	———	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	2,003円		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,360円		
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	2,003円		
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,427円		
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	2,060円		

	形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	513円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	513円	
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	528円	
イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,989円	———	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線ごとに		1,989円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの		1光信号主端末回線ごとに	2,045円		

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウ欄に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウ欄に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,703円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				(ウ) 平成33年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、290円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる290円のうち、286円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,703円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額			接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額			接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(ウ) 平成33年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、290円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる290円のうち、286円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,078円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		ウ アイ以外のもの	(7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,751円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円のみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	-------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

			(ウ) 平成33年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、298円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる298円のうち、294円のみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	-------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.82%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)~(3) (略)	(略)

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.76%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)~(3) (略)	(略)

附 則（平成 30 年 6 月 15 日西設相制第 2 号）

1～6 （略）

7 （略）

ア 基本料

				月額			
区 分		単 位		料金額	備考		
(1) 端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するため装置に限りません。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	14,346円		
		6Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	21,962円		
		9Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	24,580円		
		12Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	27,436円		
		15Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	30,292円		
		18Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	33,148円		
		21Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	35,766円		
		24Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	38,622円		
		27Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	41,478円		
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	44,334円		
		33Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	46,952円		
		36Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	49,808円		
		39Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	52,664円		
42Mbit/s の符号伝送が可能なもの		1 回線ごとに	55,520円				
(2) 端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5 欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	2 芯式のもの	ア 保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	① 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに	5,602 円	
				② 平成 31 年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ごとに	4,852 円	
		イ 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	① 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごとに	5,602 円		
			② 平成 31 年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ごとに	4,852 円		

イ 加算料

		月額		
区 分		単 位	料金額	備考

附 則（平成 30 年 6 月 15 日西設相制第 2 号）

1～6 （略）

7 削除

専用サービス 契約約款に規 定する施設 置負担金等の 適用がない場 合の加算料	2芯式のもの	ア 平成30 年4月1日 から平成31 年3月31日 まで適用す る料金	1回線ご とに	354円	
		イ 平成31 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線ご とに	338円	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額及び別表4の違約金の額については、平成31年4月1日に遡及して適用します。